

令和 3 事業年度 事業報告書

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和3事業年度 事業報告書 目次

1	理事長によるメッセージ	1
2	機構の目的及び業務内容	2
	(1) 機構の目的	
	(2) 業務内容	
3	国の政策における機構の位置付け及び役割	3
4	中期目標の概要	4
	(1) 機構が所掌する事務事業を取り巻く現状、目指すべき姿 (厚生労働省第4期中期目標(平成30年4月～令和5年3月))	
	(2) 一定の事業等のまとめ	
	(3) 政策実施体系	
5	理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	6
6	中期計画及び年度計画の概要	7
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	9
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 常勤職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の内訳	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)	
8	業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	15
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	
9	業績の適正な評価に資する情報	16
10	業務の成果及び当該業務に要した資源	22
	(1) 令和3年度の業務実績とその自己評価	
	(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	

11	予算及び決算の概要	23
12	財務諸表の要約	24
	(1) 貸借対照表	
	(2) 行政コスト計算書	
	(3) 損益計算書	
	(4) 純資産変動計算書	
	(5) キャッシュ・フロー計算書	
13	財政状態及び運営状況の理事長による説明	25
	(1) 各財務諸表の概要	
	(2) 業務の概要及び財源とコストについて	
14	内部統制の運用状況	28
15	機構に関する基礎的な情報	29
	(1) 沿革	
	(2) 設立に係る根拠法	
	(3) 主務大臣（主務省所管課）	
	(4) 組織図	
	(5) 事務所の所在地等	
	(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
	(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
	(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
16	参考情報	34
	(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
	(2) その他公表資料等との関係の説明	

1 理事長によるメッセージ

我が国は、少子高齢化の進展により本格的な人口減少社会の入り口に立っていますが、こうした状況の中で、今後とも経済社会の活力を維持していくためには、高年齢者や障害者の方々を含め、働く意欲と能力を持つすべての国民の皆様が、生涯にわたってその能力を発揮していくことが不可欠です。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、こうした課題への対応に寄与すべく、平成30年度から新たに開始した中期目標期間においては、

- ・ 高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現
- ・ 障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現
- ・ 第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展に対応した中小企業等の生産性の向上

を目指し、

- ・ 65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げに取り組む事業主に対する支援の充実
- ・ 新たに障害者を雇用する企業や、より困難性の高い障害者への個別対応の強化、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備
- ・ 公共職業訓練等を通じた雇用のセーフティネットの維持、技術革新に対応できる質の高い労働者の輩出・技能向上、中小企業等の生産性向上に向けた支援

を重点的に実施しているところです。

特に、中期目標期間の4年目となる令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、

- ・ 70歳までの継続雇用延長や70歳までの定年延長に係る具体的な制度改善提案等の技術的支援
- ・ 障害者雇用に係る提案型の事業主支援計画に基づく体系的支援の積極的展開
- ・ 第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースの拡充、生産ロボットシステムコースの実施

に取り組んだところです。

これらの業務の運営に当たっては、省資源・省エネルギーの徹底、契約の適正化の推進、徹底した経費の節減等の一層の効率化を進め、機構のミッションを有効かつ効率的に達成するため、「行動規範」の浸透による統制環境の確保、リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応、内部監査室によるモニタリングの充実等に積極的に取り組み、内部統制の充実・強化を図っているところです。

令和4年度においても、引き続き、第4期中期目標の達成に向けて事業を実施する上で、①高齢者、障害者、求職者、事業主といった利用者の皆様の立場に立ったサービスの提供、②PDCAサイクルによる業務運営の絶え間ない改善、③高齢者雇用支援・障害者雇用支援及び職業能力開発の各種業務のシナジー効果の発揮、④全部署におけるさらなる業務効率化と生産性向上の視点に留意し、当機構のスケールメリットを最大限活用しつつ、役職員が一丸となって全力で取り組むことといたしております。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともに、当機構の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 湯浅 善樹

2 機構の目的及び業務内容

(1) 機構の目的

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（以下「機構法」という。）第3条）

(2) 業務内容

- ・ 高年齢者等の雇用促進のための給付金の支給
 - ・ 高年齢者等の雇用に関する事業主等への相談・援助
 - ・ 高齢期の職業生活設計に必要な助言・指導
 - ・ 障害者職業センターの設置及び運営
 - ・ 障害者職業能力開発校の運営
 - ・ 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する講習・啓発等）
 - ・ 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校等の設置及び運営
 - ・ 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導
 - ・ 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務及び譲渡等するまでの間の管理運営業務
- (※)

※機構法附則第5条に基づき、「当分の間」実施することとされている業務

3 国の政策における機構の位置付け及び役割

令和3年度の厚生労働省の政策体系は15の基本目標から構成されておりますが、当機構の各業務と厚生労働省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下のとおり2つの基本目標の下に位置づけられております。

厚生労働省の基本目標	予算科目	機構の業務
基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること		
施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		
Ⅴ－３－１ 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高齢・障害者雇用支援勘定運営費交付金 ・高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	高齢者等に係る雇用関係業務
	・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高齢・障害者雇用支援勘定運営費交付金 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	障害者職業センターの設置運営業務等
	(注1)	障害者雇用納付金関係業務（障害者技能競技大会（アビリンピック）を除く）
施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること		
Ⅴ－５－１ 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構認定特定求職者職業訓練勘定運営費交付金	求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等
基本目標Ⅵ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること		
施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること		
Ⅵ－１－１ 多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること	・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勘定運営費交付金 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金 ・雇用開発支援事業費等補助金	職業能力開発業務
施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等をすること		
Ⅵ－２－３ 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること	(注1)	障害者雇用納付金関係業務（障害者技能競技大会（アビリンピック））
	・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発勘定運営費交付金	障害者職業能力開発業務

(注1) 障害者雇用納付金関係業務は、機構の自己収入（納付金収入）により運営しています。

(注2) 上記の業務以外に、雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務等を機構の自己収入により運営しています。

4 中期目標の概要

(1) 機構が所掌する事務事業を取り巻く現状、目指すべき姿（厚生労働省第4期中期目標（平成30年4月～令和5年3月））

少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や第4次産業革命の進展による産業構造と就業構造の急激な変化など、近年、我が国の労働市場を取り巻く環境が大きく変化している中、厚生労働省は、若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲のある全ての人々がその能力を最大限発揮できる環境の整備や、働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、経済社会全体の生産性を向上させるための人材への投資といった取組を着実に実施していく必要があります。

機構は、高齢者の雇用確保に向けた企業支援、障害者に対する職業リハビリテーション、離職者等に対する職業訓練等を通じて、我が国経済の発展と労働者の職業の安定に貢献してきたという長い歴史と伝統を承継する法人であり、また、現在においては、機構法に基づき、高齢者、障害者、求職者及びその他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与するという目的のもと、全国において、高齢者、障害者、求職者及び地域の企業その他の関係団体等に対して総合的な支援を実施している我が国唯一の法人です。

このため、機構は、これまで培ってきた支援に係るノウハウや高い専門性を有する人材、全国規模で展開する地方組織といった機構の有する強みを最大限に活用して、我が国が直面する政策課題の解決に向けて取り組むことが求められています。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間においては、主に以下の課題に重点を置きつつ、効果的かつ効率的に業務を遂行するものとします。

- ①少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が課題となる中、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げに取り組む事業主に対する支援を充実する。
- ②障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求められる中、個別性の高い支援を必要とする障害者が増加していることを踏まえ、新たに障害者を雇用する企業や、より困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進める。
- ③第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展に伴い、あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性や技能・技術の向上に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等の「IT力」の強化に取り組む。

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

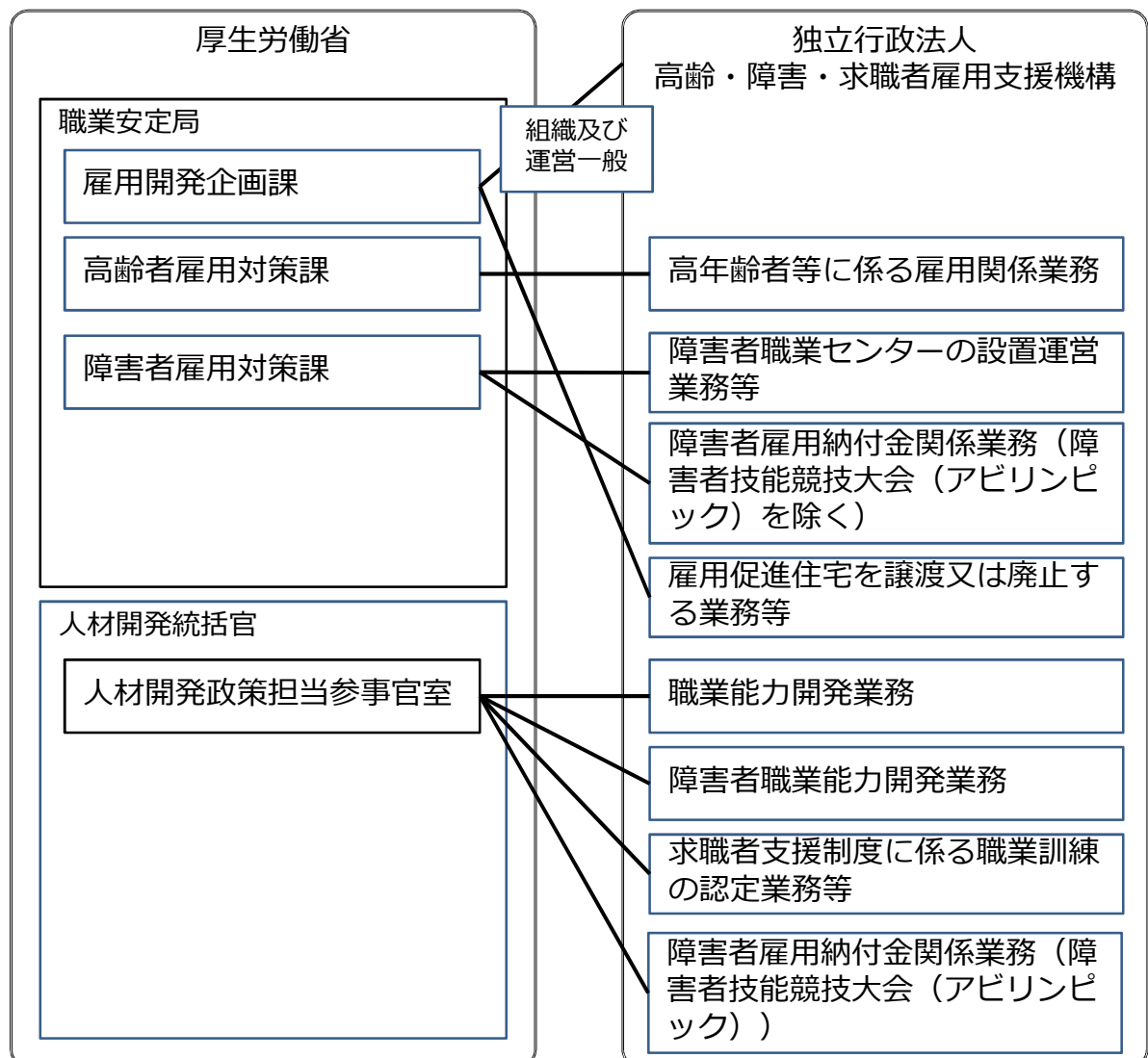
<https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/gyoumu.html>

(2) 一定の事業等のまとめ

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、機構の内部管理の観点及び財務会計との整合性を確保するため、機構の経理区分に応じた一定の事業等のまとめ毎に以下のとおり設定しております。

一定の事業等のまとめ（セグメント区分）	勘定区分
ア 高齢者等に係る雇用関係業務	高齢・障害者雇用支援勘定 （高齢者雇用支援事業経理）
イ 障害者職業センターの設置運営業務等	高齢・障害者雇用支援勘定 （障害者雇用支援事業経理）
ウ 障害者雇用納付金関係業務	障害者雇用納付金勘定
エ 職業能力開発業務	職業能力開発勘定
オ 障害者職業能力開発業務	障害者職業能力開発勘定
カ 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等	認定特定求職者職業訓練勘定

(3) 政策実施体系



5 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

当機構の使命は、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮し、意欲を持って安心して働ける社会の実現に向け、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者をはじめとする労働者の職業能力の開発及び向上の促進のために、高齢者、障害者、求職者、事業主といった利用者に対し総合的な支援を行うことです。

このような使命と責任の重さを認識し、いかなる社会経済情勢の下においても、独立行政法人の基本を踏まえつつ、常に社会の信頼に応え、使命を果たしていくため、その行動理念を定めた次の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構行動規範」に則り、役職員全てが、機構業務に誠心誠意、実践します。

(1) 法令等の遵守

法令や規程等のもとより社会的ルールを遵守するとともに、高い倫理観と良識を持って公正・公平に職務を遂行します。

(2) 利用者の信頼の維持・向上

高齢者、障害者、求職者、事業主といった利用者のニーズを的確に把握し、利用者の目線でものを考え、利用者本位の質の高いサービスを提供します。

また、利用者の個人情報等を適切に保護・管理し、利用者の信頼の維持・向上に努めます。

(3) 業務運営の効率性・透明性の確保

独立行政法人として、効率的・効果的で迅速な業務運営を行うとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たします。

(4) 関係機関等との連携・協力の促進

高齢者、障害者、求職者をはじめとする労働者の雇用を支援するため、国、地方公共団体、地域の就労支援機関などの各機関や事業主団体、労働者団体などの団体との連携・協力を図り、かつ健全な関係性を保持します。

(5) 環境保全への寄与

社会の一員として、環境問題に関心を持ち、業務における環境負荷の軽減に努めます。

(6) 良好な職場環境の整備

互いの尊厳と基本的人権を尊重し、快適で活気にあふれた風通しの良い職場環境の形成に努めます。

また、常に自己研鑽に励み、自らの能力を十分に発揮するよう努めます。

6 中期計画及び年度計画の概要

第4期中期計画（平成30年4月～令和5年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和3年度計画との関係は次のとおりです。

第4期中期計画及び令和3年度計画 主な指標等一覧

事業区分等	指標等	中期計画	令和3年度計画
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			
高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項			
高齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給	① 給付金の説明会実施回数	毎年度650回以上	650回以上
	② 給付金の申請1件あたりの平均処理期間	90日以内	90日以内
	① 事業主に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上の定年引上げに係る制度改善提案件数	30,000件以上	6,000件以上
	② 制度改善提案により見直しを進めた事業主の割合	40%以上	40%以上
障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項			
地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援	① 職業リハビリテーションサービスを実施した精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の数	96,000人以上 (毎年度19,200人以上)	19,200人以上
	② 障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数	91,000所以上 (毎年度18,200所以上)	18,200所以上
	③ 職業準備支援の修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率	67%以上	67%以上
	④ ジョブコーチ支援終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率	85%以上	85%以上
地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成	① 職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施した就労移行支援事業所等の設置総数に占める割合	51%以上	51%以上
	② 助言・援助等を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価	80%以上	80%以上
	③ ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数	3,000人以上 (毎年度600人以上)	600人以上
	④ ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合	80%以上	80%以上
職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進	① 各研究テーマに対する外部の研究評価委員の評価 ※1研究テーマにつき研究評価委員は3名。点数は、優れている＝2点、やや優れている＝1点、やや劣っている＝0点、劣っている＝0点の合計6点満点	平均5.0点以上	平均5.0点以上
	② 外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数	25本以上	5本
	③ マニュアル、教材、ツール等の作成件数	30件以上 (毎年度6件以上)	6件以上
障害者雇用納付金関係業務に関する事項			
障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給	① 障害者雇用納付金に係る事業主説明会開催回数	毎年度480回以上	480回以上
	② 障害者雇用納付金の収納率	99%以上	99%以上
	① 助成金1件当たりの平均処理期間	30日以内	30日以内
	② 障害者助成金の周知に係る事業主説明会開催回数	毎年度700回以上	700回以上
障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等	① 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数	28,000人以上 (毎年度5,600人以上)	5,600人以上
	② アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価	90%以上	90%以上
職業能力開発業務に関する事項			
離職者を対象とする職業訓練の実施	① ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースの受講者数	3,760人以上	1,170人以上
	② 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率	80%以上	80%以上
高度技能者の養成のための職業訓練の実施	① ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練コースを開発・実施	10校	10校
	② ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練コースの修了者数	300人以上	81人以上
	③ 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率	95%以上	95%以上
在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施	① IoT技術等をはじめ、高付加価値化、業務効率化等に必要知識及び技能・技術を習得させる在職者訓練の受講者数	30万人以上	6.4万人以上
	② 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価	90%以上	90%以上
	③ 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数	15万事業所以上	3万事業所以上
職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等	① 職業訓練指導員養成課程修了者数	500人以上	100人以上
	② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数	25,000人以上	5,000人以上

事業区分等		指標等	中期計画	令和3年度計画
障害者職業能力開発業務に関する事項				
職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練の充実、就職に向けた取組、障害者に対する指導技法等の開発・普及	重	① 職業訓練上特別な支援を要する障害者（特別支援障害者）の定員に占める割合	60%以上	60%以上
		② 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率	75%以上	75%以上
		③ 指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数	500機関以上	100機関以上
		④ 指導技法等の提供に係る「職業訓練実践マニュアル」、「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コースの設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価	90%以上	90%以上
求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項				
制度の周知・広報、審査・認定、認定職業訓練の実施状況確認、指導・助言		（定量的指標なし）	・技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査 ・必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施	同左
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
業務運営の効率化に伴う経費削減		① 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）	最終事業年度において、平成29年度予算比15%以上節減	－
		② 業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舎等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）	最終事業年度において、平成29年度予算比5%以上節減	－
		③ 人件費（退職手当、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。）	第4期中期目標期間の各年度において、平成29年度予算と同額以下に抑制	同左
予算、収支計画及び資金計画			予算の適切な管理を通じた運営	同左
短期借入金の限度額			18,000百万円	同左
剰余金の使途			1 事業主に対する相談・援助業務の充実 2 職業リハビリテーション業務の充実 3 障害者職業能力開発校における職業訓練業務の充実 4 職業能力開発業務及び宿舎等業務の充実 5 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務の充実	同左
その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
人事に関する計画			必要な人材の確保、人員の適正配置、研修の充実による専門性及び意識の向上	必要な人材の確保に努めるとともに、人員の適正配置、研修の充実による専門性及び意識の向上
施設・設備に関する計画			施設の老朽化等を勘案して、計画的な施設・設備の整備、改修等	同左
積立金の処分に関する事項			宿舎等勘定の前中期目標期間繰越積立金は、宿舎等業務に充てる	同左

（注1）網掛け部分は、セグメント区分（一定の事業等のまとまり）を表しています。

（注2）**重****難**の事業区分は、中期目標において重要度「高」、難易度「高」が設定されているもの。

詳細につきましては、第4期中期計画及び令和3年度業務実績等報告書の年度計画（R3）欄をご覧ください。

第4期中期計画

<https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/gyoumu.html>

令和3年度業務実績等報告書

<https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/jeed/jeed05.html>

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

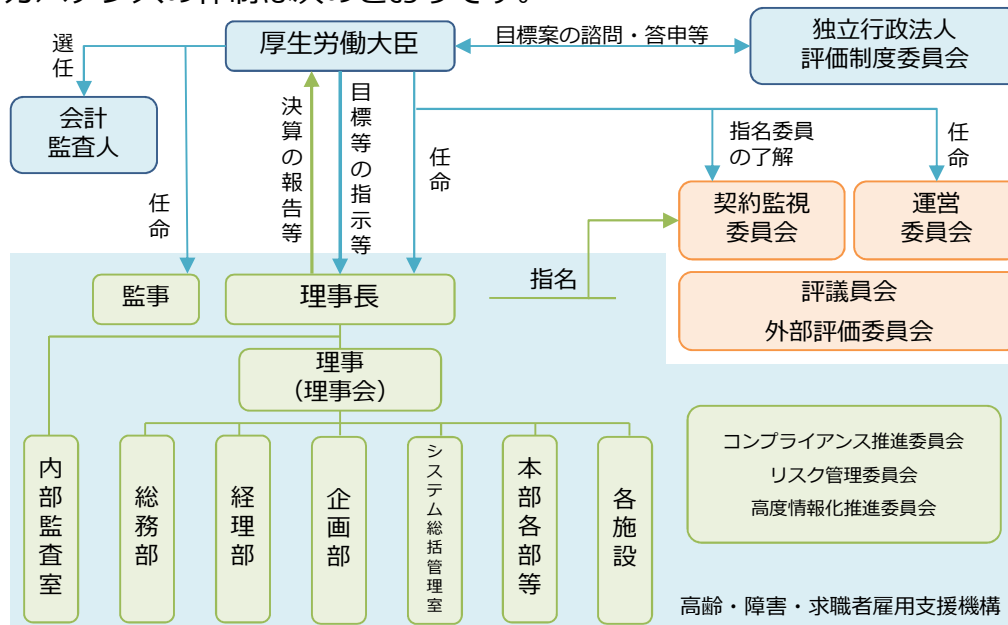
(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

当機構の主務大臣は厚生労働大臣となっております。

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。



内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/gyoumu.html>

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和4年3月31日現在)

役職(担当)	氏名	就任年月日	経歴
理事長	湯浅 善樹	令和3年10月1日	昭和53年4月 第一生命保険(相)入社 平成17年4月 第一生命保険(相)年金事業部長 平成23年4月 第一生命チャレンジ(株)代表取締役社長
理事長代理 (総務、企画、システム総括管理担当)	輪島 忍	令和3年10月1日	昭和60年4月 日本経営者団体連盟入職 令和2年7月 (一社)経団連事業サービス 代表理事常務理事
理事 (経理担当)	児玉 進矢	令和3年10月1日 (再任)	昭和60年4月 東京海上火災保険(株)入社 平成31年4月 東京海上日動火災保険(株)公務第一部担当部長
理事 (納付金、障害者助成、雇用開発推進、雇用推進・研究、高齢者助成担当)	三富 則江	令和3年10月1日 (役員出向)	昭和62年4月 労働省採用 令和2年8月 厚生労働省大臣官房公文書監理官
理事 (求職者支援訓練、公共職業訓練、住宅譲渡担当)	青田 光紀	令和3年10月1日	昭和59年4月 雇用促進事業団採用 令和元年10月 独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長
理事 (障害者職業総合センター担当)	児玉 順子	令和3年10月1日 (再任)	昭和57年4月 雇用促進事業団採用 平成30年4月 独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構職業センター長
監事	中山 洋	平成30年7月1日 (再任)	昭和55年4月 (社)経済団体連合会事務局入局 平成21年6月 (一社)日本経済団体連合会事務総長付部長 同 (一財)経済広報センター常務理事 事務局局長兼国際広報部長
監事 (非常勤)	野口 新太郎	平成30年7月1日	平成15年3月 公認会計士登録 平成22年1月 公認会計士野口新太郎事務所所長

※1: 理事長の任期は、中期目標期間の末日(令和5年3月31日)までである。

※2: 理事(理事長代理を含む)の任期は、令和5年9月30日までである。

※3: 監事の任期は、中期目標期間の最後の事業年度(令和4年度)の財務諸表承認日(主務大臣承認)までである。

② 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(3) 常勤職員の状況

常勤職員は令和3年度末現在3,776人（前年比17人減少、0.4%減）であり、平均年齢は41.3歳（前期末41.3歳）となっています。このうち、国からの出向者は49人、民間からの出向者は12人、令和4年3月31日退職者は177人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

（施設整備費補助金を財源として整備したもの。）

（単位：百万円）

施設名	設備名	取得原価
新潟職業能力開発促進センター	本館・実習場建替その他工事	1,275
山形職業能力開発促進センター	本館建替その他工事	953
和歌山職業能力開発促進センター	本館・実習場建替その他工事（指定完成分）	528
宮城職業能力開発促進センター	実習場建替その他工事	507
岩手職業能力開発促進センター	実習場建替その他工事	401
関東職業能力開発大学校	本館外空調設備等改修工事	230
関西職業能力開発促進センター	本館外空調設備改修工事	166
北海道職業能力開発促進センター	本館外空調設備改修工事	130
障害者職業総合センター	中央監視装置更新工事	93
近畿職業能力開発大学校	管理教室棟他昇降機設備更新工事	73
東北職業能力開発大学校	1号館空調設備・受変電設備等改修工事	66
富山職業能力開発促進センター	実習棟空調設備（熱源）改修工事	49
熊本職業能力開発促進センター	本館空調設備等改修工事	47
京都七条公共職業安定所	空調改修工事	46
埼玉障害者職業センター	空調設備等改修工事	32
群馬職業能力開発促進センター	本館昇降機設備更新工事	30
山梨障害者職業センター	トイレ等改修工事	23
茨城障害者職業センター	トイレ等改修工事	22
秋田障害者職業センター	トイレ等改修工事	22
群馬障害者職業センター	設備改修空調設備及び照明制御設備更新工事（指定完成分）	18

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

② 当事業年度において整備を継続中の主要施設等

（施設整備費補助金を財源として整備を行っているもの。）

施設名	設備名
大分職業能力開発促進センター	教室棟・実習場建替その他工事
大分障害者職業センター	教室棟・実習場建替その他工事
秋田職業能力開発促進センター	本館・実習場建替その他工事
障害者職業総合センター	大規模改修工事

施設名	設備名
茨城職業能力開発促進センター	本館外空調設備等改修工事
長崎職業能力開発促進センター	教室棟建替その他工事
香川職業能力開発促進センター	本館建替その他工事
島根職業能力開発促進センター	本館建替その他工事
徳島職業能力開発促進センター	実習場建替その他工事
福島職業能力開発促進センター	教室棟・実習場建替その他工事
佐賀職業能力開発促進センター	本館・実習場建替その他工事
千葉職業能力開発促進センター	本館受水槽設備更新工事
福島障害者職業センター	教室棟・実習場建替その他工事
長野職業能力開発促進センター	実習場建替その他工事
高度訓練センター	受変電設備等改修工事
栃木職業能力開発促進センター	実習場建替その他工事
和歌山職業能力開発促進センター	本館・実習場建替その他工事
香川障害者職業センター	本館建替その他工事
島根障害者職業センター	本館建替その他工事
栃木障害者職業センター	実習場建替その他工事
九州職業能力開発大学校	L棟昇降機設備更新工事
滋賀職業能力開発促進センター	本館建替その他工事
中部職業能力開発促進センター	管理情報棟昇降機設備更新工事
高知職業能力開発促進センター	本館外空調設備改修工事
佐賀障害者職業センター	本館・実習場建替その他工事
滋賀障害者職業センター	本館建替その他工事
群馬障害者職業センター	設備改修空調設備及び照明制御設備更新工事
山梨障害者職業センター	空調設備等改修改修工事
福岡障害者職業センター北九州支所	空調設備等改修工事
神奈川障害者職業センター	トイレ等改修工事
埼玉職業能力開発促進センター	本館・1号館昇降機設備更新工事
和歌山障害者職業センター	空調設備等改修改修工事
奈良障害者職業センター	トイレ等改修工事
茨城障害者職業センター	空調設備等改修工事

③ 当事業年度中に処分した主要施設等（除却したもの。）

（単位：百万円）

施設名	①取得原価	②減価償却相当累計額	③減損損失相当累計額	資本剰余金の減少額 （①－②－③）
職業能力開発大学校	177	134	0	43
職業能力開発促進センター	196	151	0	45
障害者職業センター	42	18	0	24
障害者職業総合センター	39	15	0	24

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

④ 当事業年度中に処分した主要施設等（売却したもの。）

該当なし

（５）純資産の状況

① 資本金の状況

（単位：百万円）

区分	令和３年度 期首残高	当期増加額	当期減少額	令和３年度 期末残高
政府出資金	91,579	－	113	91,466
地方公共団体出資金	208	－	0	208
資本金合計	91,787	－	113	91,674

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

注 資本金の減資について

機構法附則第５条に基づき、当事業年度中に処分した雇用促進住宅の価額について減資の処理を行っております。当該減資額は26百万円です。

また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の２に基づく不要財産の国庫納付による減資を行っております。当該減資額は88百万円です。

② 目的積立金の申請、取崩等

令和３年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、宿舍等勘定において、宿舍等業務の財源等に充てるために、前中期目標期間繰越積立金806百万円を取り崩しています。

（６）財源の内訳

① 経常収益の内訳（運営費交付金、補助金等）

令和３年度の法人全体の経常収益は115,787百万円で、主な内訳は、運営費交付金収益（経常収益の55%）、納付金収入（同32%）、補助金等収益（同6%）、業務収益（同3%）となっています。

（単位：百万円）

区分	金額	構成比率
運営費交付金収益	64,080	55%
補助金等収益	7,137	6%
納付金収入	36,408	32%
業務収益	3,665	3%
その他	4,497	4%
合 計	115,787	100%

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

② 令和３年度に交付された補助金の名称及び内容等

ア 高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金（労働保険特別会計雇用勘定）

高年齢者等の雇用促進のための給付金業務に必要な経費で、令和３年度の交付額は7,102百万円です。

イ 施設整備費補助金（労働保険特別会計雇用勘定）

職業能力開発施設等の建替等に必要な経費で、令和３年度の交付額は、3,839百万円（精算額、以下同じ）です。

ウ 雇用開発支援事業費等補助金（労働保険特別会計雇用勘定）

労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための業務に必要な経費で、令和３年度の交付額は、35百万円です。

③ 主な自己収入の内容等

ア 納付金収入

障害者雇用納付金制度に基づく納付金収入であり、令和３年度の計上額は、36,408百万円です。

イ 職業能力開発収益

職業能力開発大学校等の授業料収入及び在職者訓練収入等で、令和３年度の計上額は、3,446百万円です。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

当機構は、障害者の雇用支援を行う独立行政法人として、ノーマライゼーションの理念に則り、職業リハビリテーションサービスの推進に取り組むとともに、障害者雇用納付金制度を運営することにより、誰もが職業をとおして社会参加できる「共生社会」を目指しています。そのために、自らも障害者雇用に積極的に取り組み、法定雇用率2.6%のところ、令和３年６月１日において4.27%となっております。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に積極的に取り組んでおります。

さらに、当機構の業務運営に当たっては、環境に配慮した取組を平成30年３月に新たに策定した「温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画」等に基づき行っております。具体的には、夏季・冬季の省エネルギー対策はもとより温室効果ガスの排出の抑制に係る実行計画や、環境に配慮した物品の調達の推進を図るための方針を定め、全施設が一体となり環境負荷の低減に向けた様々な取組を行い、取組内容についての報告書を取りまとめ公表しております。

障害者の雇用状況、障害者就労施設等からの物品等の調達の概要及び環境報告書につきましては、毎年度ホームページで公表することとしておりますので、ご覧ください。

（８）その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

当機構は、全国において、高齢者、障害者、求職者及び地域の企業その他の関係団体等に対して総合的な支援を実施している我が国唯一の組織です。

当機構は、これまで培ってきた支援に係るノウハウ等に加え、次の源泉を最大限に活用して、我が国が直面する政策課題の解決に向けて取り組んでおります。

また、専門的能力を有する外部の人材を委嘱し業務を実施するほか、都道府県労働局、公共職業安定所、地方自治体、関係機関・関係団体等との緊密な連携を図り、サービスを提供しています。

① 人的資本

障害者雇用支援を担当する「障害者職業カウンセラー」及び職業訓練業務を担当する「職業訓練指導員」等の高い専門性を有する職員が全国に設置された地域障害者職業センター、広域障害者職業センター、障害者職業総合センター、公共職業能力開発施設及び職業能力開発総合大学校等の施設においてサービスを提供しています。

② 知的資本

当機構が開発した各種ツール、カリキュラム、職業能力開発体系及び調査研究の成果や支援技法を活用し、サービスを提供しています。

③ 設備資本

全国に施設を設置するとともに、当該施設に設備を整備し、サービスを提供しています。

④ 全国規模のスケールメリット

全国規模で展開する地方組織のスケールメリットを活かし、全国均一で高品質なサービスを提供しています。

⑤ 職員の資質の向上

全国規模で展開する質の高いサービスを提供・維持するため、体系的な研修と日々のOJTにより、職員の専門性及び資質の向上に努めております。

8 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

(1) リスク管理の状況

毎年3月に開催するリスク管理委員会においてリスク対応策の推進状況の点検及び検討・審議を行い、翌年度におけるリスク対応方針を策定し、理事長名の文書により当該方針の周知を図っているところです。

また、機構内の部署・施設間の連携強化を図り、リスク情報の共有化を徹底し、迅速かつ的確に対応するよう取り組んでいます。

(2) 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

① リスク及びその対応策

令和3年3月に開催したリスク管理委員会において、令和3年度において重大リスクとして取り組むこととされた個人情報漏えいリスク及びハラスメントリスクへの対応状況については以下のとおりです。

[個人情報の漏えい]

当機構が保有する個人情報、障害者や離職者等の機微に触れるものが多く、漏えい等が発生した場合のリスクは極めて重大であると認識しています。

そのため、業務を行う上での具体的な注意点を記載した「個人情報等の漏えい等の防止に関する指針」を定め、これに基づき個人情報の漏えい防止の徹底を図っています。また、漏えい等が発生した際には、原因を分析し、必要な再発防止策を講じた上で、再発防止のために把握しておくべき類似事例を情報共有することにより、発生防止に努めています。

[ハラスメント]

当機構は、ハラスメントを特に重大なリスクの一つと捉え、各職員へのハラスメントについての理解の促進と、問題が生じた場合の初動対応に重点を置いた「ハラスメントリスクへの対応に係る基本方針」を策定し、職場におけるハラスメント問題に取り組んでいます。また、各職場におけるハラスメント相談窓口を設置するとともに、外部相談窓口を設置し、職員からの相談に対応し、予防や解決に努めています。

② 業務実施体制の見直し

機構本部の業務部門については、令和3年度下半期に総務部において各部・室とのヒアリングを実施し、業務の質及び量の点検を行った上で、業務量の変化に見合った効率的な業務運営体制となるよう、令和4年度における業務運営体制の再構築を行いました。

また、地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組みました。

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/jeed/jeed05.html>

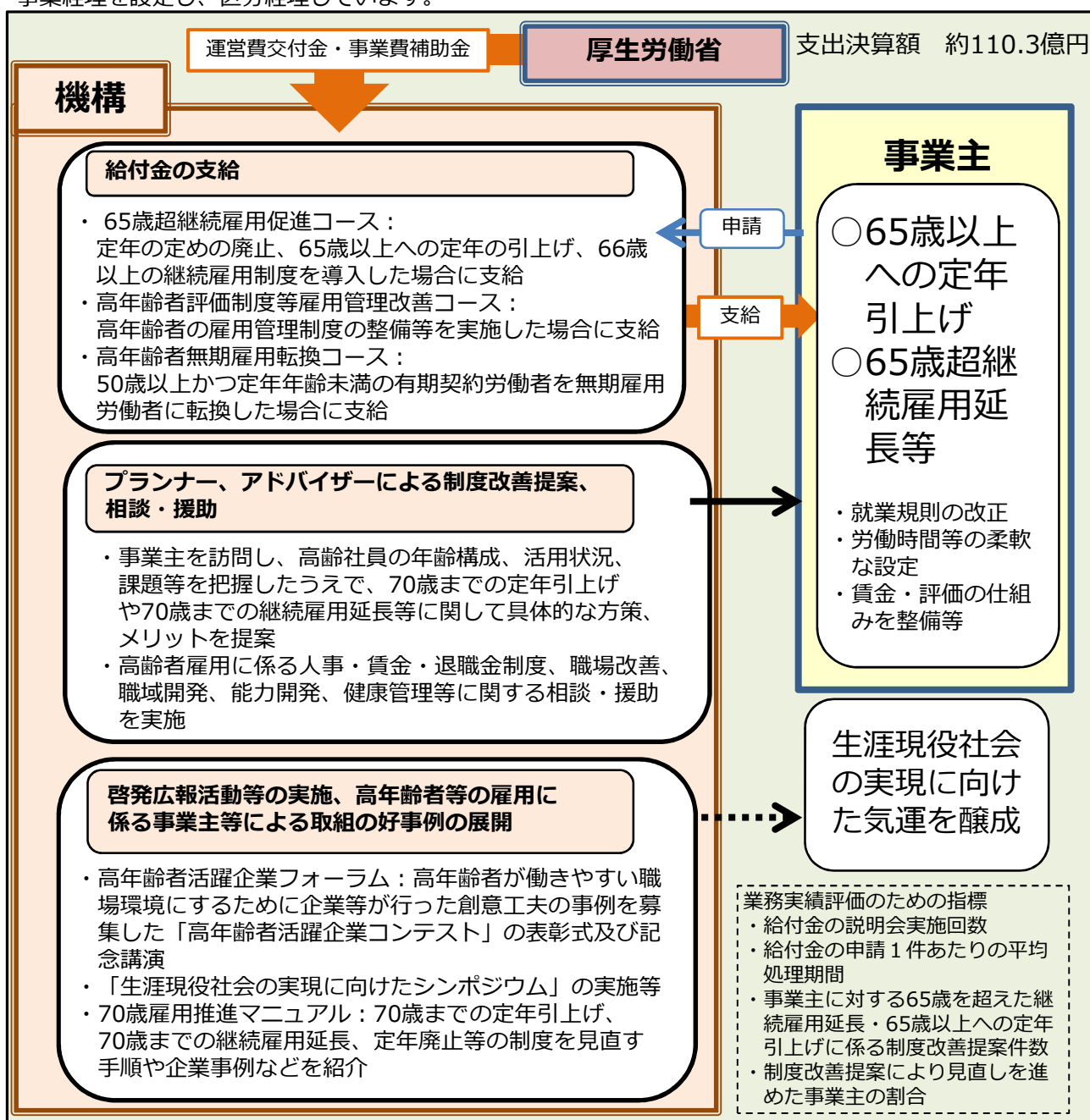
9 業績の適正な評価に資する情報

令和3年度の機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、以下のとおり、各事業の前提となる主な事業スキームを示します。

高齢・障害者雇用支援勘定 高齢者雇用支援事業経理

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げや高齢者の雇用管理制度の整備、高齢者の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主に対して給付金の支給を行っています。また、高齢者雇用問題に精通した専門的・実務的能力を有する人達を65歳超雇用推進プランナー（以下「プランナー」という。）、高齢者雇用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として認定し、企業の実情に即して、定年制度・継続雇用制度のご提案及び条件整備の取組の支援を行っています。さらに、高齢者雇用に関する実践的手法の開発・提供・普及、生涯現役社会の実現に向けた啓発広報活動についても併せて行っています。

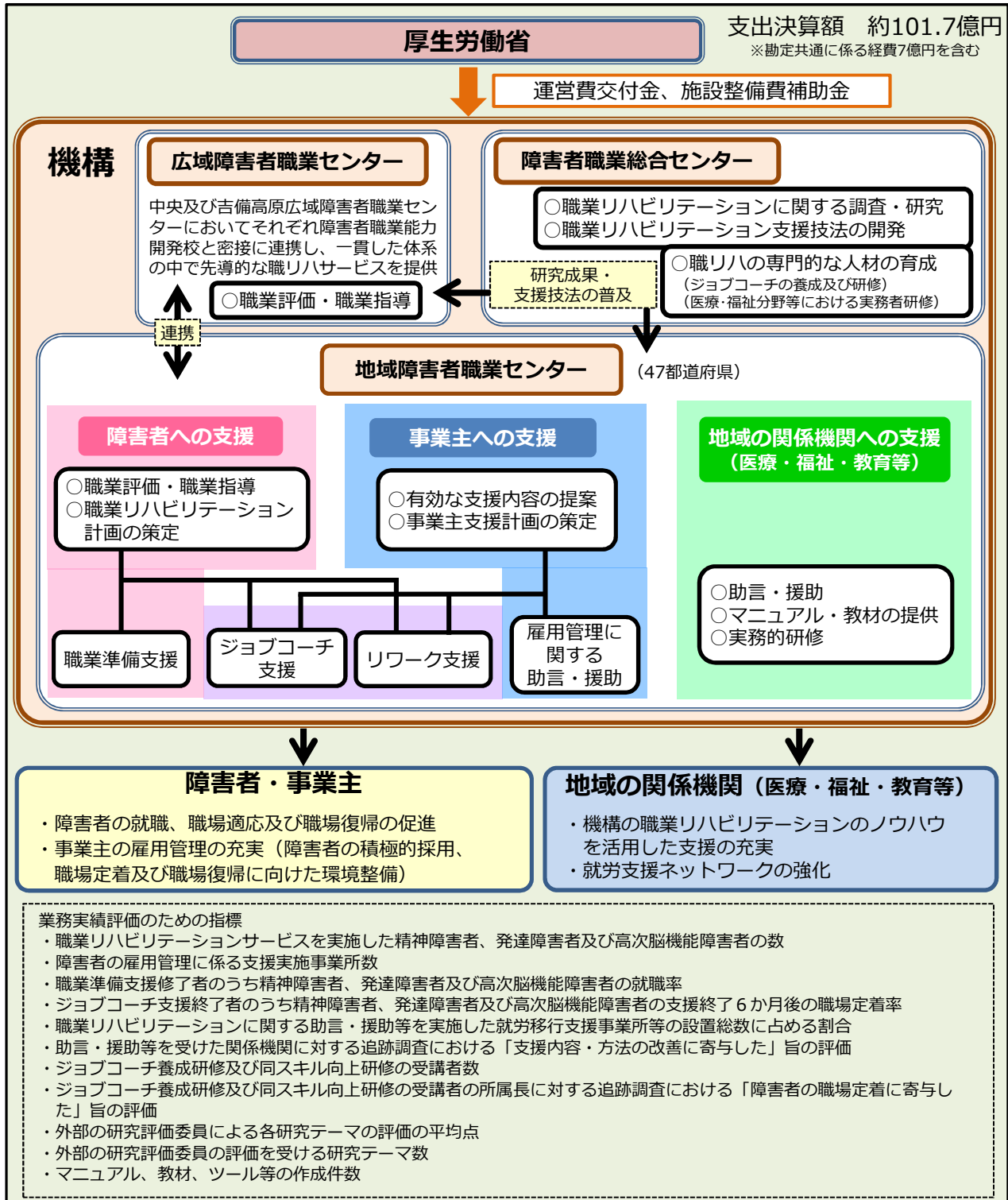
これらの業務を経理することを目的として高齢・障害者雇用支援勘定を設けた上で、高齢者雇用支援事業経理を設定し、区分経理しています。



高齢・障害者雇用支援勘定 障害者雇用支援事業経理

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、他の機関では就労支援のノウハウが十分でない精神障害者・発達障害者・高次脳機能障害者等に対して、個々の障害者の特性等に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、事業主に対して、障害者の雇用管理に関する専門的な支援を行っています。また、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションの実施方法等に関する助言・援助を行うとともに専門的な人材の育成に努めています。さらに、就労支援機関における支援技術の向上等のための調査・研究の実施、支援技法の開発・改良を行い、それらの成果の普及を行っています。

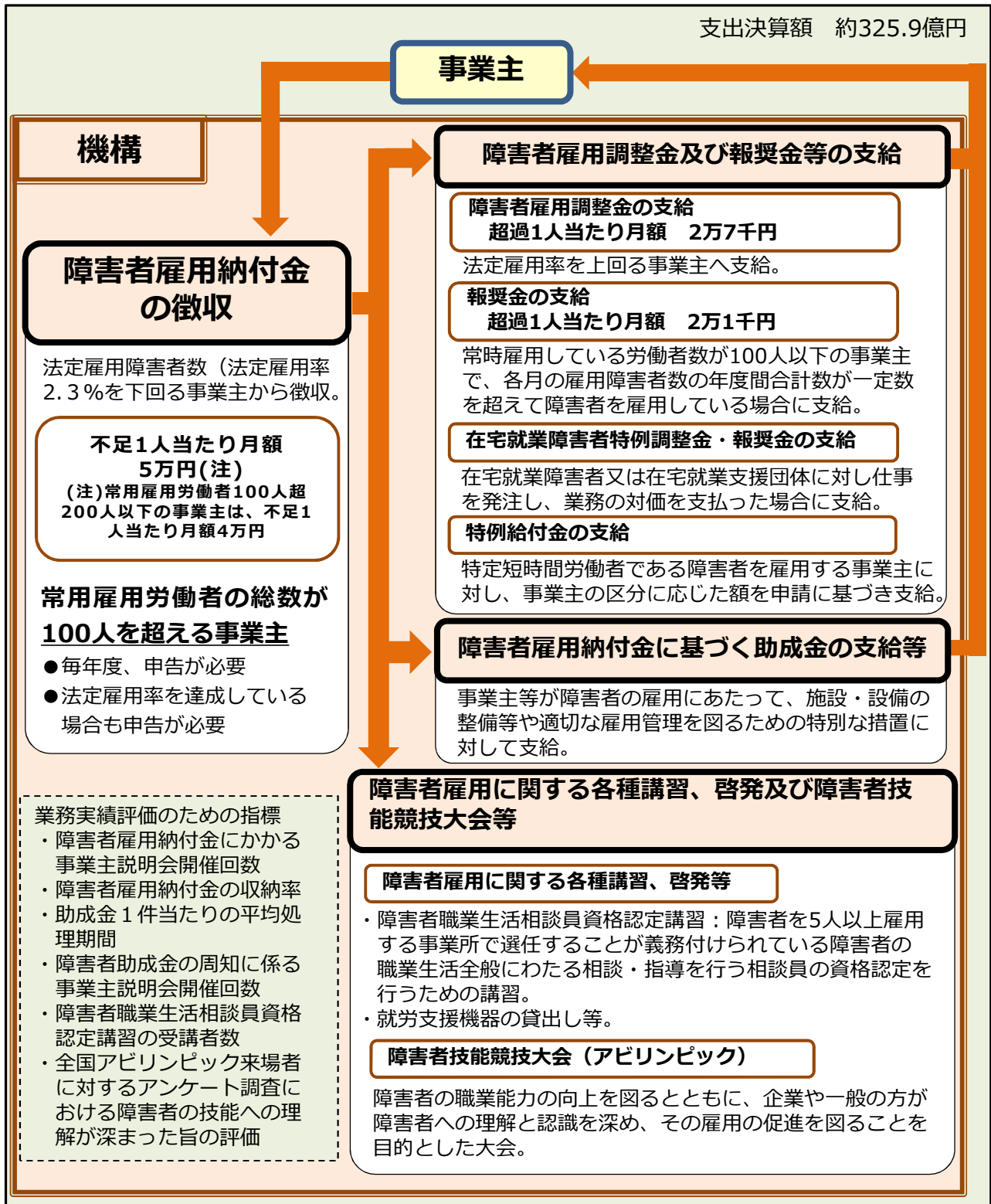
これらの業務を経理することを目的として高齢・障害者雇用支援勘定を設けた上で、障害者雇用支援事業経理を設定し、区分経理しています。



障害者雇用納付金勘定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の雇用に係る経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため、事業主から障害者雇用納付金を徴収し、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金・報奨金、特例給付金及び各種助成金の支給を行っています。また、障害者の雇用に係る技術的事項についての講習の業務、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の業務及び障害者の技能に関する競技大会に係る業務も併せて行っています。

これらの業務を経理することを目的として障害者雇用納付金勘定を設けています。

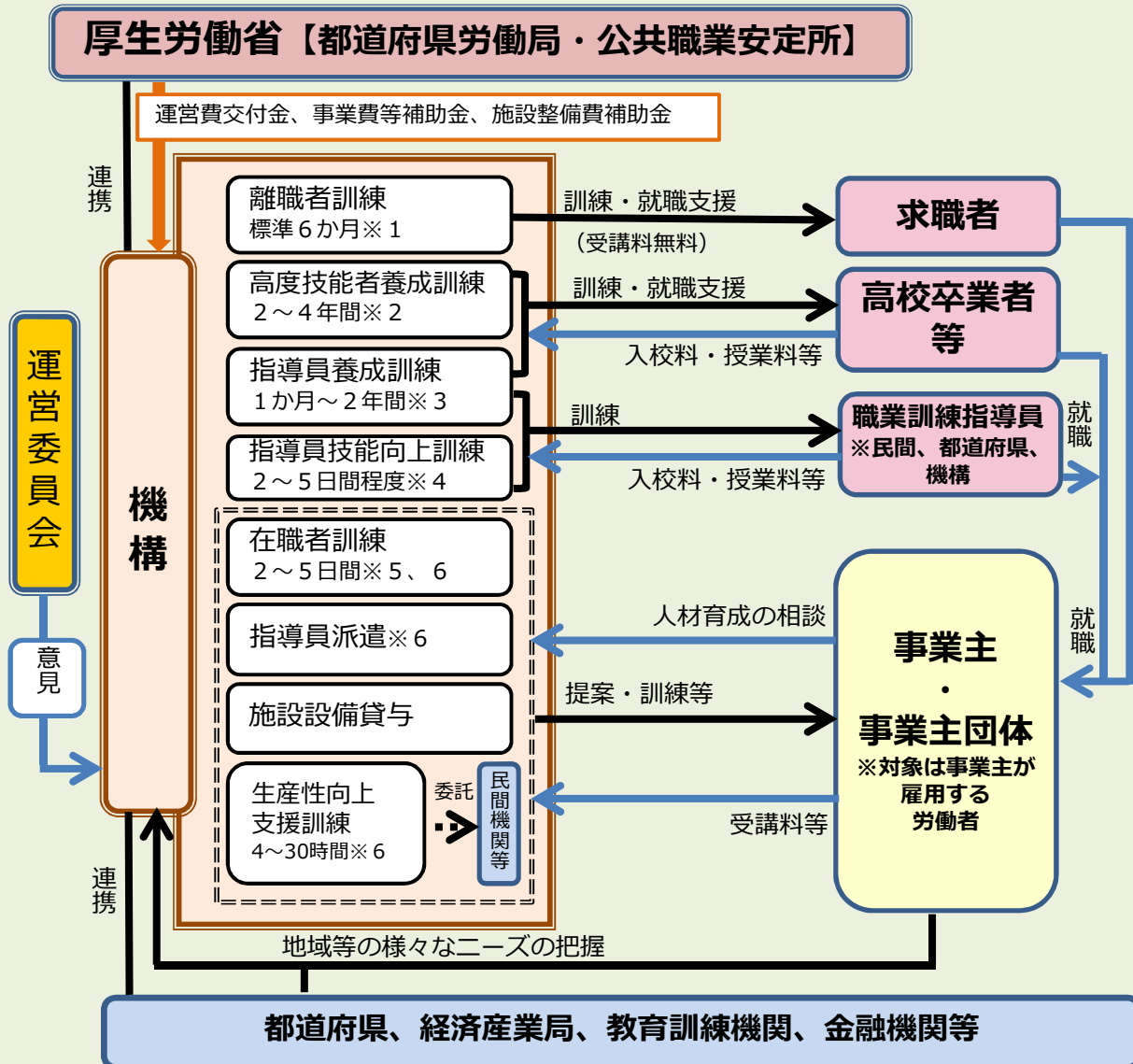


職業能力開発勘定

「職業能力開発促進法」等に基づき、公共職業訓練等を通じた雇用のセーフティネットの維持、技術革新に対応できる質の高い労働者の輩出及び技能向上、中小企業等の生産性向上に向けた支援を行い、求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。

これらの業務を経理することを目的として職業能力開発勘定を設けています。

支出決算額 約565.2億円



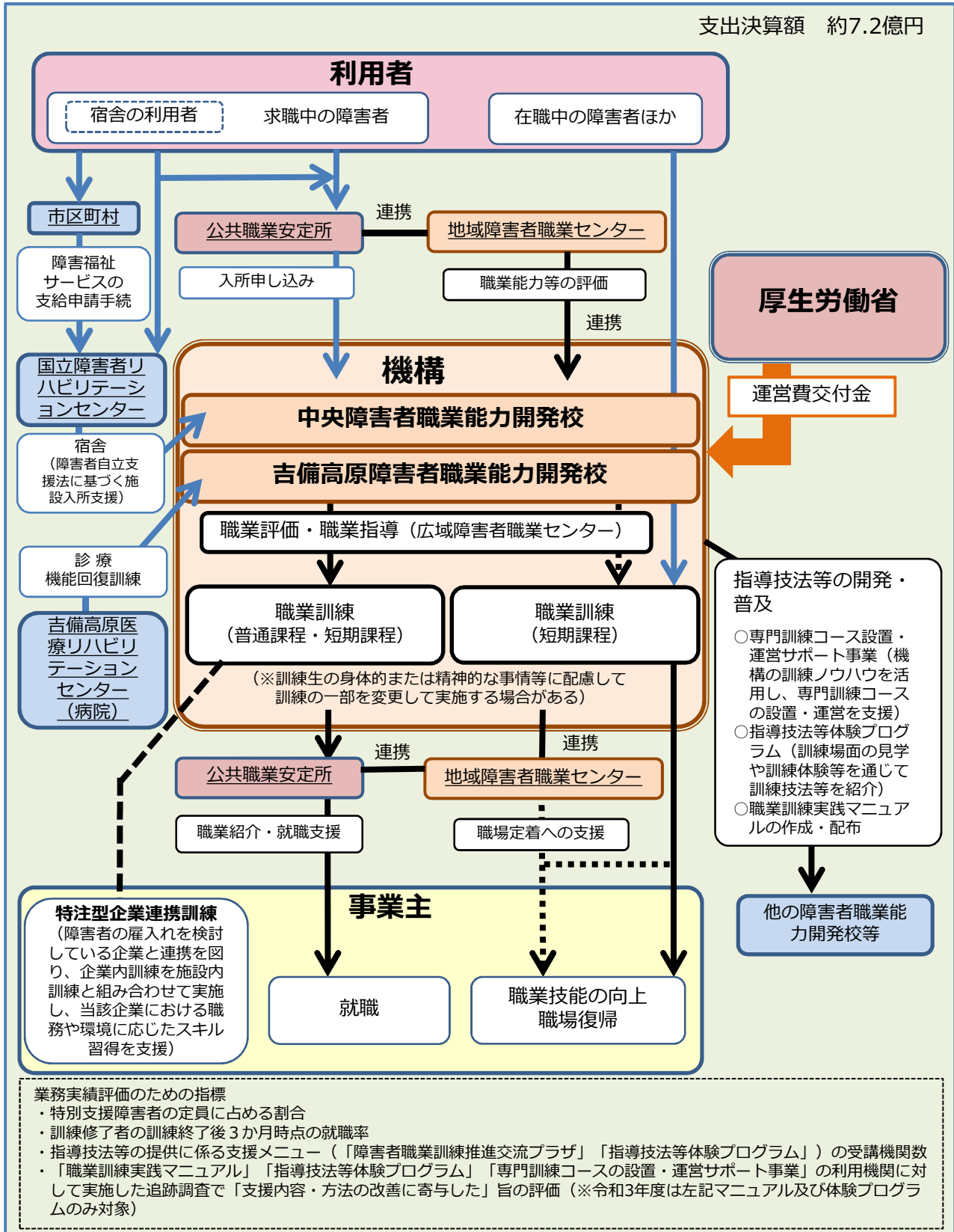
業務実績評価のための指標

- ※ 1.ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースの受講者数、離職者訓練修了者の3か月後の就職率
- ※ 2.全ての職業能力開発大学校における生産ロボットシステムコースの開発・実施、生産ロボットシステムコースの修了者数、職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率
- ※ 3.職業訓練指導員養成課程修了者数
- ※ 4.職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程の受講者数
- ※ 5.在職者訓練の受講者数、在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価
- ※ 6.生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数

障害者職業能力開発勘定

「職業能力開発促進法」に基づき、全国の広範な地域から「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を積極的に受け入れ、障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に提供しています。また、他の障害者職業能力開発校等に対し、機構が開発した訓練技法の普及を行っています。これらの業務を経理することを目的として障害者職業能力開発勘定を設けています。

支出決算額 約7.2億円



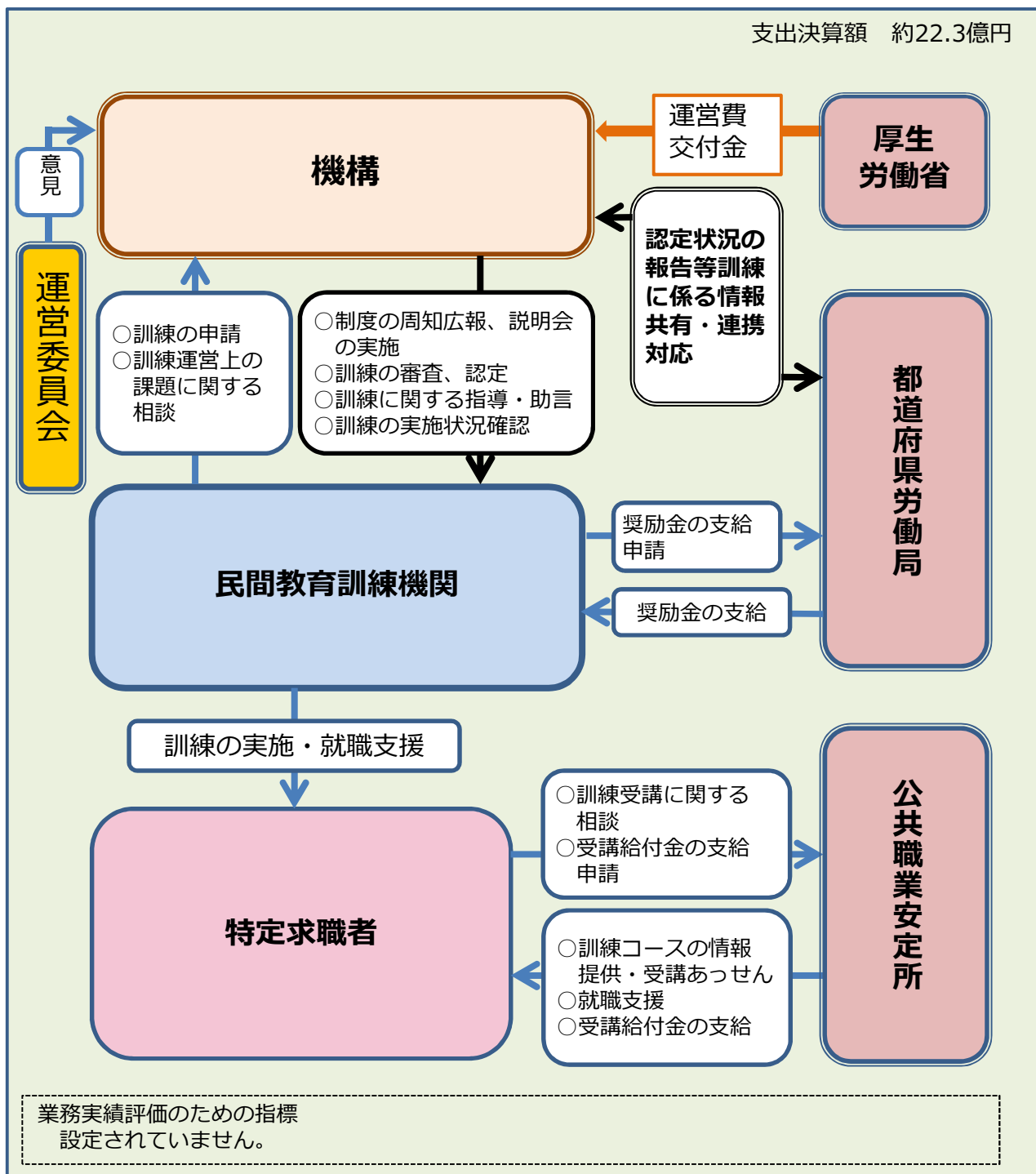
認定特定求職者職業訓練勘定

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律」に基づき、各地域での効果的な訓練コースの開講に向け、公共職業訓練における経験やノウハウ等を活かし、民間教育訓練機関に対して、求職者支援制度の周知広報、訓練計画の策定に関する相談援助、職業訓練の審査・認定、訓練実施に関する指導・助言などを行っています。

これらの業務を経理することを目的として認定特定求職者職業訓練勘定を設けています。

※求職者支援制度の概要

特定求職者（雇用保険を受給できない求職者）の方に対し、①無料の職業訓練（求職者支援訓練）を受講する機会を確保し、②一定の支給要件を満たす場合は、訓練期間中に給付金を支給するとともに、③ハローワークにおいてきめ細かな支援を実施することにより、早期の就職を支援するための制度です。



10 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 令和3年度の業務実績とその自己評価

機構は、「法令等の遵守」、「利用者の信頼の維持・向上」、「業務運営の効率性・透明性の確保」、「関係機関等との連携・協力の促進」、「環境保全への寄与」及び「良好な職場環境の整備」を行動規範として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和3年度は年度計画及び第4期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に適切に取り組み、本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

各事業の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については、次のとおりです。

令和3年度項目別評価 総括表

事業区分等	評価 (注1)	行政コスト (単位：百万円)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項	A	11,026
高齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給	B	
高齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等	重 難 S	
障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項	A	9,068
地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援	重 難 A	
地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成	重 A	
職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進	難 A	
障害者雇用納付金関係業務に関する事項	B	36,759
障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給	B	
障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等	B	
障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等	B	
職業能力開発業務に関する事項	A	55,352
離職者を対象とする職業訓練の実施	重 難 A	
高度技能者の養成のための職業訓練の実施	重 難 A	
在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施	重 難 A	
職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等	B	
障害者職業能力開発業務に関する事項	B	744
求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項	B	1,923
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
効果的な業務実施体制の確立、業務運営の効率化に伴う経費削減、人事に関する計画、給与水準の適正化、契約の適正化、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定、事業の費用対効果	B	—
予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、財産の処分等に関する計画、余剰金の使途		
予算、収支計画及び資金計画、障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用、雇用促進住宅の廃止、短期借入金の限度額、財産の処分等に関する計画、保有資産の見直し、剰余金の使途	B	—
その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上、業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組、内部統制の充実・強化、情報セキュリティの強化、職員の適正な労働条件の確保、既往の閣議決定等、施設・設備に関する計画、積立金の処分に関する事項	B	—

(注1) 評価区分

- S：目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。
A：所期の目標を上回る成果が得られている。
B：所期の目標を達している。
C：所期の目標を下回っており、改善を要する。
D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(注2) 網掛け部分は、セグメント区分（一定の事業等のまとまり）を表しています。

(注3) 重 難 の事業区分は、中期目標において重要度「高」、難易度「高」が設定されているもの。

(注4) 行政コスト（法人全体）は115,765百万円である。

内訳：高齢障害者雇用支援助成20,812百万円、障害者職業能力開発助成744百万円、障害者雇用納付金助成36,759百万円

職業能力開発助成55,352百万円、認定特定求職者職業訓練助成1,923百万円、宿舍等助成175百万円

(注5) 各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/jeed/jeed05.html>

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価	B	A	A	－	－
理由	令和2年度については、何れも項目別評価はS、A又はBであり、全体的にはB評価が大部分であり、概ね中期計画における所期の目標を達している。				

(注) 評価区分

S：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差額理由
収入			
運営費交付金	67,966	67,966	
施設整備費補助金	4,442	3,839	施設整備費の実績が計画を下回ったことによる受入額の減
高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	4,497	8,072	助成金の申請件数が計画を上回ったことによる増
雇用開発支援事業費等補助金	69	35	補助事業の実績が計画を下回ったことによる受入額の減
業務収入	3,515	3,534	
受託収入	4	1	
その他の収入	33,434	37,105	障害者雇用納付金が計画を上回ったことによる増
計	113,929	120,551	
支出			
人件費	34,109	31,990	諸手当等が計画を下回ったことによる減
一般管理費	3,002	2,290	共通経費の配賦額が計画を下回ったことによる減
業務経費	78,859	76,384	
高年齢者等雇用関係業務経費	7,774	10,084	助成金の支給実績が計画を上回ったことによる増
障害者職業センター運営経費	5,308	4,917	
障害者職業能力開発校運営経費	199	182	
障害者雇用納付金関係経費	33,452	30,891	
職業能力開発関係業務経費	29,474	28,337	
特定求職者職業訓練認定業務経費	945	808	申請数が計画を下回ったことによる減
雇用促進住宅関係業務経費	1,707	1,165	雇用促進住宅の譲渡業務経費が計画を下回ったことによる減
施設整備費	4,442	3,839	計画を下回る入札額となったこと及び繰越し等が発生したことによる減
受託業務費	4	1	
計	120,417	114,503	

(注) 各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/zaimu/zaimu_index.html

12 財務諸表の要約

要約した法人単位財務諸表（（＊）は、財務諸表の体系内の対応関係を示す。）

（１）貸借対照表（令和４年３月31日）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	99,757	流動負債	19,171
現金及び預金	93,150	運営費交付金債務	5,334
その他	6,607	その他	13,837
固定資産	162,283	固定負債	77,338
有形固定資産	117,473	資産見返負債	27,170
無形固定資産	0	その他	50,168
投資その他の資産	44,810	法令に基づく引当金等	39,581
		納付金関係業務引当金	39,581
		負債合計	136,090
		純資産の部（＊１）	金額
		資本金	91,674
		資本剰余金	△ 7,181
		利益剰余金	41,457
		うち当期総利益（＊２）	2,561
		純資産合計	125,950
資産合計	262,040	負債純資産合計	262,040

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

（２）行政コスト計算書

（令和３年４月1日～

令和４年３月31日）

（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	114,047
経常費用（＊３）	109,673
臨時損失（＊４）	4,374
その他行政コスト	1,718
行政コスト合計	115,765

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

（３）損益計算書

（令和３年４月1日～

令和４年３月31日）

（単位：百万円）

	金額
経常費用（＊３）	109,673
業務費	105,384
一般管理費	4,156
財務費用	133
経常収益	115,787
運営費交付金収益	64,080
補助金等収益	7,137
納付金収入	36,408
業務収益	3,665
その他	4,497
臨時損失（＊４）	4,374
臨時利益	16
その他調整額	806
当期総利益（＊２）	2,561

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

(4) 純資産変動計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	91,787	△9,717	39,702	121,772
当期変動額	△113	2,536	1,755	4,178
I 資本金の当期変動額	△113	－	－	△113
II 資本剰余金の当期変動額	－	2,536	－	2,536
III 利益剰余金の当期変動額	－	－	1,755	1,755
当期末残高（＊1）	91,674	△7,181	41,457	125,950

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

(5) キャッシュ・フロー計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,380
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,642
資金増加額	2,818
資金期首残高	47,332
資金期末残高	50,150

（注）各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/zaimu/zaimu_index.html

13 財政状態及び運営状況の理事長による説明

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和3年度末現在の資産は262,040百万円と、前期末に比べ3,554百万円増加しています。令和3年度末現在の負債は136,090百万円と、前期末に比べ624百万円減少しています。また、令和3年度末現在の純資産は、125,950百万円と、前期末に比べ4,178百万円増加しています。主な増減要因は以下のとおりです。

（資産）長期性預金8,000百万円を振り替えたこと及び障害者雇用納付金勘定で4,465百万円の業務における収支差額（利益）が生じた結果、流動資産（現金及び預金）が12,818百万円増加。

（負債）予想昇給率等計算基礎の見直しにより、退職給付引当金が1,559百万円減少。

（純資産）④純資産変動計算書（26ページ）参照

② 行政コスト計算書

令和3年度の行政コストは115,765百万円となっています。

③ 損益計算書

令和3年度の経常費用は109,673百万円と、前期に比べ9,129百万円増加しています。また、令和3年度の経常収益は115,787百万円と、前期に比べ7,207百万円増加しています。さらに、経常損益及び臨時損益、前中期目標期間繰越積立金取崩額を計上した結果、令和3年度の当期総利益は2,561百万円と、前期に比べ1,233百万円減少しています。主な増減要因は以下のとおりです。

（経常費用）支給要件等の改正による高齢者助成金の申請件数増加に伴い支給額が5,323百万円増加

（経常収益）高齢者助成金の支給額増加に伴い補助金等収入が5,323百万円増加

（臨時損失）前期に生じていなかった以下の臨時損失が発生

・その他の臨時損失 15百万円

※その他の臨時損失は、雇用促進住宅に係る取壊し工事において生じた損失補償費用等を損失計上したものの。

（臨時利益）前期に生じていなかった以下の臨時利益が発生

・固定資産受贈益 16百万円

④ 純資産変動計算書

令和3年度の純資産は、4,178百万円増加した結果、125,950百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

○固定資産の減価償却による資本剰余金の減 2,282百万円

○固定資産の取得による資本剰余金の増4,191百万円

○資産除去債務の履行による取り崩しに伴う資本剰余金の増733百万円

⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和3年度の資金期首残高は47,332百万円であり、当期に2,818百万円資金が増加したため、資金期末残高は50,150百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

ア 業務活動によるキャッシュ・フロー

前期に比べ、補助金等収入が3,868百万円増加したものの、助成金支出が5,326百万円増加、運営費交付金収入が4,614百万円減少したことが影響し、令和3年度のキャッシュ・イン・フローは11,380百万円と、前期に比べ資金流入額が6,518百万円減少しています。

イ 投資活動によるキャッシュ・フロー

前期に比べ、定期預金の払戻による収入が 33,000百万円増加したことが影響し、令和3年度のキャッシュ・アウト・フローは5,920百万円と、前期に比べ資金流出額が 30,129百万円減少しています

ウ 財務活動によるキャッシュ・フロー

前期に比べ、不要財産に係る国庫納付等による支出が425百万円減少、またファイナンス・リース債務の返済による支出が74百万円増加したことが影響し、令和3年度のキャッシュ・アウト・フローは 2,642百万円と、前期に比べ資金流出額が 535百万円減少しています。

(2) 業務の概要及び財源とコストについて

① 高齢・障害者の雇用支援に関する業務（高齢・障害者雇用支援勘定）

高年齢者等の雇用促進のための給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助及び障害者職業センターの設置・運営等の業務を行っています。

業務の主な財源は、運営費交付金収益12,969百万円、助成金の支給業務に必要な経費を補助することを目的として厚生労働省から交付された補助金等収益7,102百万円となっています。

業務に要する主な費用は、業務費19,881百万円、一般管理費717百万円となっています。

② 障害者職業能力開発校の運営に関する業務（障害者職業能力開発勘定）

中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営に関する業務を行っています。

業務の主な財源は、運営費交付金収益757百万円となっています。

業務に要する主な費用は、業務費568百万円、一般管理費175百万円となっています。

③ 障害者雇用納付金関係業務（障害者雇用納付金勘定）

障害者雇用納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会の開催及び障害者雇用に関する講習啓発等の業務を行っています。

業務の主な財源は、納付金収入36,408百万円となっています。

業務に要する主な費用は、業務費32,446百万円、一般管理費245百万円となっています。

④ 職業能力開発に関する業務（職業能力開発勘定）

職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校等の設置・運営等を行っています。

業務の主な財源は、運営費交付金収益48,212百万円、業務収益3,446百万円となっています。

業務に要する主な費用は、業務費49,849百万円、一般管理費2,842百万円となっています。

- ⑤ 求職者支援訓練の認定等に関する業務（認定特定求職者職業訓練勘定）
求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言及び指導等を行っています。
業務の主な財源は、運営費交付金収益2,142百万円となっています。
業務に要する主な費用は、業務費1,767百万円、一般管理費156百万円となっています。
- ⑥ 雇用促進住宅の譲渡等に関する業務（宿舍等勘定）
「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）等を受け、雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務を行っています。
業務に要する主な費用は、業務費872百万円、一般管理費21百万円となっています。

14 内部統制の運用状況

当機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、その実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用（業務方法書第36条、第40条）>

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図っています。機構におけるリスク管理の検討、審議等を行うため、リスク管理委員会を開催し、リスクの評価、リスクへの対応策のとりまとめ、当該対応策の推進状況の点検などを行っています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第44条、第45条）>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査報告を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告に意見を付すことができます。

また、理事長は、機構の事務及び事業の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全という観点から必要な措置が講じられているかどうかについて、職員に命じ内部監査を行わせるとともに、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告させることとなっております。

令和3年度においては、18都道府県に所在する施設及び本部に対する内部監査を実施しております。

<入札及び契約に関する事項（業務方法書第 47 条）>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会設置要綱を定めているほか、契約事務の適切な実施等を目的として「入札・契約手続運営委員会の設置に関する件」を定め、入札・契約手続運営委員会を設置し、相互牽制体制を含む内部統制を確保し、契約の適正化を図っています。

令和 3 年度の調達実績については、令和 4 年 6 月の契約監視委員会において、点検・見直しを行っています。

<予算の適正な配分（業務方法書第 48 条）>

予算の有効活用を図るための仕組みとして、8 月、12 月に予算執行状況の集約を行い、執行計画の見直しを徹底しております。また 3 月に予算執行状況を踏まえた翌事業年度予算計画の作成を行っています。

15 機構に関する基礎的な情報

（1）沿革

昭和46年5月	社団法人障害者雇用促進協会設立
昭和49年5月	社団法人全国心身障害者雇用促進協会設立 (社団法人障害者雇用促進協会を改組)
昭和52年3月	身体障害者雇用促進協会設立 (社団法人全国心身障害者雇用促進協会解散)
昭和53年9月	財団法人高年齢者雇用開発協会設立
昭和54年7月	国立職業リハビリテーションセンター開所
昭和60年4月	雇用促進事業団から障害者雇用納付金関係業務が全面移管
昭和61年5月	財団法人高年齢者雇用開発協会が中央高年齢者等雇用安定センターとして指定を受け、当該業務を開始
昭和62年5月	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター開所
昭和63年4月	日本障害者雇用促進協会に名称変更 雇用促進事業団から地域障害者職業センター及びせき髄損傷者職業センターが移管 国から国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターの運営業務が移管
平成 3 年11月	障害者職業総合センター開所
平成15年10月	日本障害者雇用促進協会の業務に国及び財団法人高年齢者雇用開発協会の業務の一部を加えて実施する独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が設立
平成21年3月	せき髄損傷者職業センターを廃止
平成23年10月	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更 独立行政法人雇用・能力開発機構（解散）から業務の一部を移管

(2) 設立に係る根拠法

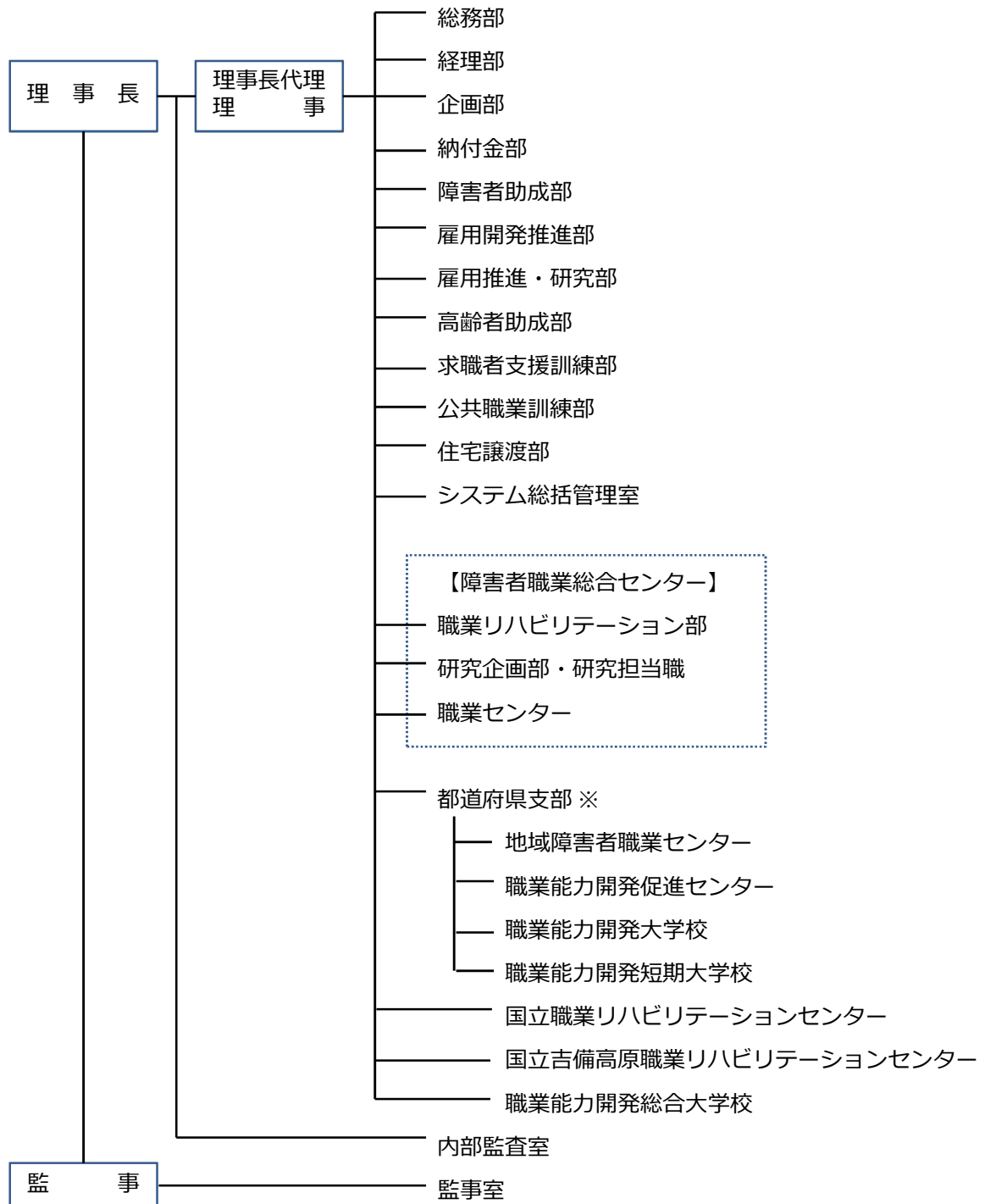
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14 年法律第165 号）

(3) 主務大臣（主務省所管課）

厚生労働大臣（厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課）

(4) 組織図

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 組織図（令和4 年3 月31日現在）



※ 東京を除く46都道府県支部の事業所は、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）に併設していること。

(5) 事務所の所在地等（令和4年3月31日現在）

- ・ 主たる事務所の所在地

千葉県千葉市美浜区若葉三丁目1番2号

- ・ その他

障害者職業総合センター：1所

都道府県支部

{	地域障害者職業センター：47所
	職業能力開発促進センター：46所
	職業能力開発大学校：10校
	職業能力開発短期大学校：1校

国立職業リハビリテーションセンター：1所

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター：1所

職業能力開発総合大学校：1校

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当事業年度は以下の法人が関連公益法人に該当しています。

① 労働関係法人企業年金基金

同基金は、平成29年に設立され、実施事業所の一つとして当機構が含まれています。

② 雇用支援機構健康保険組合

同組合は昭和36年に設立され、当機構においては、昭和52年から加入しています。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/zaimu/zaimu_index.html

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	224,835	186,526	248,928	258,486	262,040
負債	66,055	66,865	131,947	136,714	136,090
純資産	158,780	119,661	116,981	121,772	125,950
行政コスト	－	－	166,708	107,826	115,765
経常費用	113,957	102,891	98,410	100,544	109,673
経常収益	123,741	106,201	110,021	108,580	115,787
当期総利益	25,012	4,527	2,886	3,794	2,561

(注) 各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

【予算】

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	66,017
施設整備費補助金	2,000
高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	3,957
雇用開発支援事業費等補助金	90
業務収入	3,680
受託収入	4
その他の収入	34,924
計	110,672
支出	
人件費	34,292
一般管理費	2,646
業務経費	77,195
高年齢者等雇用関係業務経費	6,495
障害者職業センター運営経費	5,482
障害者雇用納付金関係経費	33,544
職業能力開発関係業務経費	30,028
障害者職業能力開発校運営経費	202
特定求職者職業訓練認定業務経費	947
雇用促進住宅関係業務経費	497
施設整備費	2,000
受託業務費	4
計	116,139

(注) 各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

(注1) 高齢・障害者雇用支援勘定、職業能力開発勘定、障害者職業能力開発勘定及び認定特定求職者職業訓練勘定における収入不足分は、過年度より繰り越した運営費交付金債務からこれに充当するものとする。

(注2) 障害者雇用納付金勘定における収入不足分については、引当金からこれに充当するものとする。

(注3) 宿舍等勘定における収入不足分は、積立金からこれに充当するものとする。

【収支計画】

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	114,483
経常費用	114,400
人件費	29,932
業務費	71,461
一般管理費	2,626
減価償却費	6,518
賞与引当金繰入	2,949
退職給付費用	914
財務費用	81
臨時損失	1
その他の臨時損失	1
収益の部	113,830
運営費交付金収益	62,401
国庫補助金収入	4,047
受託収入	4
その他の収入	38,589
資産見返運営費交付金収入	4,492
賞与引当金見返に係る収益	2,770
退職給付引当金見返に係る収益	743
財務収益	21
臨時利益	763
その他の臨時利益	763
純利益（△純損失）	△ 653
目的積立金取崩額	-
純利益（△純損失）	△ 653

(注) 各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

(注) 高齢・障害者雇用支援勘定、職業能力開発勘定、障害者職業能力開発勘定及び認定特定求職者職業訓練勘定における賞与引当金繰入及び退職給付費用は、それぞれ同額を収益にも計上しており、損益均衡となっていること。

【資金計画】

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	179,589
業務活動による支出	108,460
投資活動による支出	5,660
財務活動による支出	2,080
翌年度への繰越金	63,389
資金収入	179,589
業務活動による収入	108,650
運営費交付金による収入	66,017
国庫補助金収入	4,047
受託収入	4
その他の収入	38,582
投資活動による収入	2,022
施設整備費補助金収入	2,000
その他の収入	22
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	68,917

(注) 各金額は単位未満を四捨五入して記載している。

詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/jeed/disclosure/law/gyoumu.html>

16 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

財務諸表の科目の説明については、以下のとおりです。

① 貸借対照表

ア 資産の部

(ア) 流動資産

- ・現金及び預金：現金、預金
- ・その他：未収金、賞与引当金見返、棚卸資産等

(イ) 固定資産

- ・有形固定資産：建物、土地及び機械装置など長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
- ・無形固定資産：電話加入権
- ・投資その他の資産：長期性預金及び破産更生債権等並びにそれらに係る貸倒引当金、退職給付引当金見返

イ 負債の部

(ア) 流動負債

- ・運営費交付金債務：業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、収益化を行っていない部分に該当する債務残高
- ・その他：未払金、短期リース債務、預り金、前受金、引当金等

(イ) 固定負債

- ・資産見返負債：運営費交付金等で取得した固定資産の簿価に相応する債務
- ・その他：長期リース債務、長期預り金、引当金、資産除去債務

(ウ) 法令に基づく引当金等

- ・納付金関係業務引当金：「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第147号）」第11条に基づく、翌事業年度以降の納付金関係業務の財源に充当するための引当金

ウ 純資産の部

(ア) 資本金

- ・政府出資金：国からの出資金（現物出資）であり、機構の財産的基礎を形成するもの
- ・地方公共団体出資金：地方公共団体からの出資金（現物出資）であり、機構の財産的基礎を形成するもの

(イ) 資本剰余金

施設費等を財源として取得した資産で機構の財産的基礎を形成するもの及びその他行政コスト累計額

(ウ) 利益剰余金

- ・前中期目標期間繰越積立金：前中期目標期間の最終事業年度における利益処分により、現中期目標期間に繰越された積立金
- ・当期末処分利益：当事業年度の利益処分により生じた利益剰余金
- ・積立金：今中期目標期間の利益処分により生じた利益剰余金の累計

② 行政コスト計算書

ア 損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

イ その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

ウ 行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

ア 経常費用

(ア) 業務費・一般管理費

- ・人件費：役職員に係る給与・手当等及び社会保険料
- ・助成金：高年齢者等の雇用の促進を図るための雇用安定事業に基づく助成金
- ・支給金：障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金、報奨金及び助成金
- ・業務委託費：雇用促進住宅の譲渡・運営に係る業務など、機構が行う一部業務の外部への委託費用
- ・その他：減価償却費、納付金等還付金等

(イ) 財務費用

- ・支払利息：リース債務の償還に伴う支払利息

イ 経常収益

(ア) 運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、国から負託された業務の進行に応じて当期の収益として認識した額

(イ) 補助金等収益：国からの補助金のうち、補助金等の目的に従った業務の進行に応じて当期の収益として認識した額

(ウ) 納付金収入：障害者雇用納付金制度に基づく納付金収入

(エ) 業務収益

- ・職業能力開発業務収益：職業能力開発大学校等の授業料収入、在職者訓練収入など、職業能力開発業務で生じた収益
- ・その他の業務収益：主に障害者雇用納付金関係業務で生じた収益

(オ) その他：国庫納付控除金収益、賞与引当金見返に係る収益、退職給付引当金見返に係る収益、雑益等

ウ 臨時損失：国庫納付金、納付金関係業務引当金繰入、減損損失等

エ 臨時利益：固定資産受贈益

オ その他調整額：前中期目標期間繰越積立金取崩額

④ 純資産変動計算書

当期首残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

当期変動額：資本金、資本剰余金、利益剰余金の当期変動額

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

ア 業務活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、助成金の支出、人件費の支出などが該当

イ 投資活動によるキャッシュ・フロー

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出などが該当

ウ 財務活動によるキャッシュ・フロー

ファイナンス・リース債務の返済による支出、不要財産に係る国庫納付等による支出などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

ホームページでは、機構のご案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

●ホームページ

■機構ホームページ

<https://www.jeed.go.jp/>

詳しい業務内容についてご覧ください。機構が製作している冊子等について、資料の申込みのほか、ダウンロードが可能です。



●機構が製作している冊子等

高齢者雇用や障害者雇用に関する様々な資料をダウンロードすることができます。



●YouTube公式チャンネル

機構ホームページでは、ハロートレーニングに関する動画や障害者雇用事例、アビリンピック等の様子が視聴できます。



◆事業概要パンフレット

機構の各業務内容をご説明しています。



◆「働く広場」「エルダー」

最新の雇用好事例や関連する分野の情報を中心に、身近な雇用問題を取り上げた、事業主向けの啓発誌です。



◆メールマガジン

機構が実施する各種支援や説明会、イベントの開催についての情報を電子メールにより希望者へ毎月配信しています。

